

関係事業者 各位

宿毛商工会議所

初秋の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、9月10日に観光庁の受託事業者から下記のとおりGoToトラベル事業「地域共通クーポン取扱店舗登録」について、説明会が開催されましたので情報提供をさせていただきます。なお、登録等の詳細につきましては、下記の「問い合わせ先」までお願いを致します。

記

観光庁



GoToトラベル事業「地域共通クーポン取扱店舗登録」

9月8日(火)スタート！

○問合せ先

◇GoTo トラベル事業コールセンター

・ナビダイヤル **0570-017-345**

受付時間 10:00~19:00 年中無休

・IP 電話等の場合 **03-6747-3986**

受付時間 10:00~19:00 年中無休

◇GoTo トラベル地域共通クーポン高知県事務局

・受付時間：9:30~17:30（土日祝・年末年始休み）

・電話番号 088-802-1066

・FAX 088-802-1065

・メールアドレス kochi@goto.jata-net.or.jp

◇GoToトラベル事務局公式サイト

・事業者向けサイト <https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

○申請対象者

「[地域共通クーポン取扱要領](#)」の2.(1)参加条件を満たす者

○申請期間

■申請受付開始:2020年9月8日(火)

※申請は随時受け付けますが、2020年9月15日(火)までの申請分については、地域共通クーポン制度の開始の日までの間に、登録を行った上で、取扱店舗用マニュアル、換金伝票、販売用ツール(ポスター、ステッカー等)など一式を配送します。

ただし、申請書類に不備があった場合、Go To Eat キャンペーン事業の対象となる飲食店の場合、参加条件を満たさない等により登録が行われない場合は除きます。

○登録申請方法

地域共通クーポン取扱店舗となることを希望する者は、申請に必要な書類に必要事項を入力又は記入し、以下のいずれかの方法で申請

1)公式ホームページで申請

<https://biz.goto.jata-net.or.jp/>(Go To トラベル事業者向けサイト)

2)郵送で申請

※ 登録申請は、法人単位で行う。複数の店舗を持つ事業者は、対象となる店舗についてとりまとめて申請を行う。(フランチャイズ店、商店街、大型商業施設等は特例有)

○申請に必要な書類

- ①取扱店舗登録申請書
- ②登録希望店舗リスト
- ③Go To トラベル事業参加同意書
- ④口座確認書
- ⑤口座情報が確認できる書類（通帳の写し、キャッシュカードの写し等）
- ⑥日本国内で事業を行っていることを公的に証明できる書類（開業届、確定申告書、納税証明書、業種に係る許可証等 の公的機関から発行される書類の写し）

※ 公式ホームページで申請する場合には、申請様式のダウンロードは不要

※ Go To Eat の対象となる「飲食店」にあっては、同事業の登録を証する書類が必要。